

令和3年度（2021年度）第11回北海道行政不服審査会 議事概要

1 日時

令和3年（2021年）11月17日（水）午前 9:30～12:00

2 場所

道庁別館西棟4階6号会議室（事務局及び審査庁のみ）

3 出席者

(1) 委員

会長 岸本 太樹（ウェブ会議の方法による出席）

委員 中原 猛（同上）

委員 日笠 倫子（同上）

（五十音順）

(2) 審査庁

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課職員（諮問第24号関係）

保健福祉部福祉局地域福祉課職員（諮問第25号及び第26号関係）

(3) 事務局

総務部行政局文書課職員

4 議事及び審議概要

(1) 諮問事案に係る審査庁の説明及び審議

ア 諮問第24号 特別児童扶養手当資格喪失処分について

- ・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、次回以降、引き続き審議することとした。

イ 諮問第25号 生活保護変更処分について

- ・ 事案について審査庁（地域福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

ウ 諮問第26号 生活保護費返還処分について

- ・ 事案について審査庁（地域福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

(2) 諮問事案に係る審議

ア 諮問第23-1号、諮問第23-3号、諮問第23-5号、諮問第23-7号、諮問第23-9号、諮問第23-11号、諮問第23-13号、諮問第23-15号、諮問第23-17号、諮問第23-19号、諮問第23-21号、諮問第23-23号、諮問第23-25号、諮問第23-27号、諮問第23-29号、諮問第23-30号、諮問第23-32号、諮問第23-34号、諮問第23-36号、諮問第23-39号、諮問第23-40号及び諮問第23-44号 生活保護変更処分について

- ・ 事案について審査庁（地域福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

イ 諮問第23-2号、諮問第23-4号、諮問第23-6号、諮問第23-8号、諮問第23-10号、諮問第23-12号、諮問第23-14号、諮問第23-16号、諮問第23-18号、諮問第23-20号、諮問第23-22号、諮問第23-24号、諮問第23-26号、諮問第23-28号、諮問第23-31号、諮問第23-33号、諮問第23-35号、諮問第23-37号、諮問第23-38号、諮問第23-41号～諮問第23-43号、諮問第23-45号、諮問第23-46号及び諮問第23-47号 生活保護変更処分について

- ・ 事案について審査庁（地域福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

(3) その他

- ・ 次回は、令和3年（2021年）12月6日（月）9:30から開催することとした。

5 その他

会議は、北海道行政不服審査会運営要綱第26条本文の規定により非公開で行われた。